



世界の農業・農政

チリー新自由主義国における 農業と貿易政策—

国際領域 上席主任研究官 宮石 幸雄

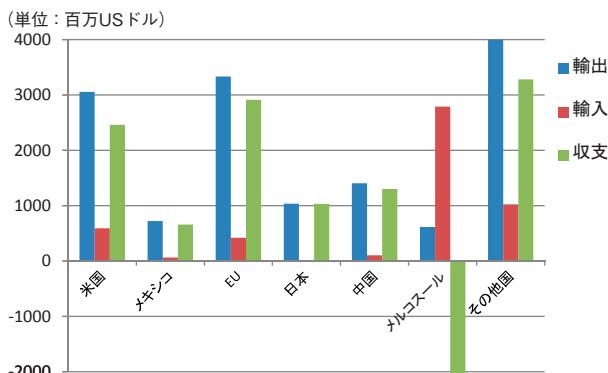
1. 好調な経済と増大する農業生産

ミルトン・フリードマンが率いるシカゴボーイズがピノchetット政権に重用され経済政策を主導しました。1973年にピノchetット将軍が政権奪取した直後から、フリードマン自らも参画し、チリは新自由主義経済運営を世界のどこよりも早く始めました。

1990年に民政移管後もこの新自由主義経済政策は続けられ、とりわけ自由貿易協定FTA、経済連携協定EPAについては積極的交渉を進め、現在61カ国と締結しています。締結国のGDP合計は世界の9割を超える、これはEUやシンガポールと並び世界最高水準となっています。

1人当たり国民所得は14,000ドルを超え(2011年)、ブラジルやウルグアイを凌ぎ中南米で1位です。経済成長率も年率6%程度(2012年までの直近3カ年平均)と高く好調な経済を維持しています。

貿易をみると純輸出国であり、貿易相手先は、米国、EUの他、世界各国へ展開しています。農林產品の輸出額は増加傾向にあり、その貿易収支は主要貿易相手国に対して輸出超過ですが、例外としてメルコスール(アルゼンチン、ブラジルなど)に対しては大幅な赤字になっています。



第1図 チリ農林產品の貿易バランス(2011年)

資料：ODEPA (2012) Inserción de la agricultura chilena en los mercados internacionales.

2. 着実に拡大する果実生産

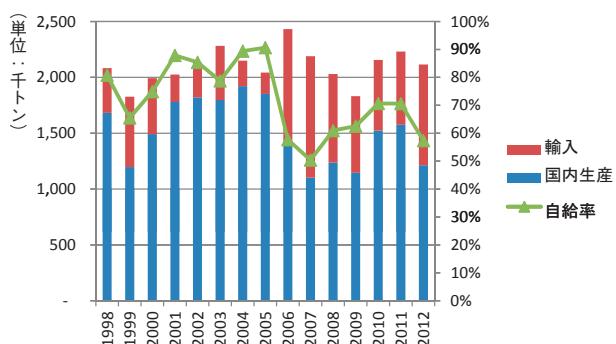
自由貿易協定が進展するなかで、果実の生産が大幅に増加しています。生産面積の増加(2002年から2011年の9年間)は、アボガド56%、キュウイ62%の他、クルミは93%、チェリーは128%、ブルーベリーは509%(約6倍)と拡大しています。全体でも32%以上増加し、果実の総生産面積は28万5千haとなりました。重要な品目であるブドウ(生食)は13%、リンゴは3%増と面積増は比較的小幅ですが、生産量はそれぞれ35%、40%と大きく増加しています。

果実の生産には、収穫までに年数がかかり、安定経営のために長期的な展望が不可欠です。チリは人口1724万人と国内市場は小さく、輸出に依存しなければ成り立たない面もあります。自由貿易推進とともに攻めの姿勢が感じられます。

3. 主食(小麦)生産の不振

チリは農業大国アルゼンチンと接しています。国土は南北に細長く4,200kmに及びますが東西の幅は平均180kmしかなく、アンデス山脈の数千メートル級の山々から中央窪地(平原)があり海岸山脈をへて太平洋に至る複雑な地形です。年平均降水量は360mm程度と極めて少なく、農業には厳しい国土条件です。

グローバル化に伴い小麦などの土地利用型の農産物に関してはチリにも厳しい状況があります。小麦



第2図 小麦の国内生産と輸入

資料：ODEPA (2012) Boletín del trigo.

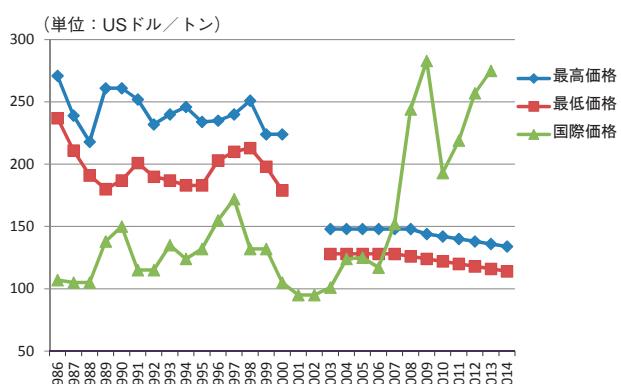
はチリにとって主食であるばかりでなく、19世紀初頭の建国以来かんがい事業に取り組み増産に励んできた产品です。長らくペルーなどへ輸出し外貨を稼いだ伝統产品でもあります。しかしながら、1960年代のピークでは約80万haあった生産面積は1990年代以降には約半分になっており、自給率も60年代の80%からここ数年は60%程度まで低下し、隣国アルゼンチンなどから大量に輸入するに至っています。

4. プライスバンド制度とWTOの紛争解決

1) プライスバンド制度とは

チリは自由貿易協定のトップランナーでありながら、小麦、砂糖などでは国内生産に配慮した政策をとっていました。プライスバンド制度といい、重要な食料品の国内価格を安定させるために1986年に制定されました。

小麦、砂糖、植物油に適用され、国際価格が価格帯（プライスバンド）の最高価格より高ければ関税を減免し、逆に国際価格が価格帯の最低価格より低ければ追加の関税等を課すというものです。制度開始から2000年までは、この価格帯（最高価格と最低価格）はチリ政府により恣意的に変更されていると隣国などから批判を浴びました。WTO協定違反の可変課徴金にあたるとの指摘もありました。実際、最低価格は国際価格より遙か上に設定され、結果として輸入には追加の関税等が恒常的に課せられていました。この制度は、国内価格安定が目的ではなく、国境措置として農業保護政策と見られるようになりました。



第3図 プライスバンド価格と国際価格の推移(小麦)

資料：WTO (2007) CHILE-PRICE BAND SYSTEM AND SAFEGUARD MEASURES RELATING TO CERTAIN AGRICULTURAL PRODUCTS RECOURSE TO ARTICLE 21.5 OF THE DSU BY ARGENTINA AB-207-2.

BANCO CENTRAL DE CHILE (1991) *Serie de Estudios Económicos No36.*

注：国際価格（小麦）はシカゴ小麦指標価格：年初価格。

2) アルゼンチンなどからWTOへ申立て

チリのプライスバンド制度に対してアルゼンチンはWTOへ申立てをし、2001年3月にパネル（小委員会）が設置され、翌2002年5月のパネル報告を経て同年9月には上級委員会報告書配布に至りました。その結果、この制度はWTO農業協定に違反とされました。

これを受けチリ政府は、制度改革（廃止ではありません）に取り組みました。植物油は対象から外し、残る小麦と砂糖については価格帯の水準を大幅に下げ5年間固定し、さらにその後6年間少しづつ下げるというものです。従来の姿勢から見れば、かなり思い切った改革であったと言えましょう。

しかし、アルゼンチンなどから再度申立てされ2006年1月に履行確認のためのパネルが設置されました。翌年上級委員会の報告では「チリ政府の措置は不十分であり、なおWTO農業協定に違反である。DSBによる勧告を履行していない。」とされました（2007年5月）。

チリ政府は同報告に対応した制度改革等を行いましたが、プライスバンド制度による追加の関税等はその後、課せられることなく同制度は近く廃止となります。これは、2007年末より高騰した穀物相場の影響が大きいと考えられます。

3) プライスバンド制度の終焉

小麦を例にこの30年ほどの「価格帯」と小麦（国際価格）を見てみましょう。

第3図は、「価格帯」の最高価格（青）と最低価格（赤）が示されています。プライスバンドの最低価格は2002年にWTO協定違反の指摘で引き下げた後も2006年までは国際価格をある程度上回る水準でした。ところが、チリが二度目の勧告を受けた2007年以降、価格（小麦国際価格）は急上昇し、プライスバンドの最高価格を遙かに上回る高値になりました。このように、関税が減免される水準が続いている状況では、WTO農業協定違反とされる制度を続ける必要性が低いと考えられます。

それでもなお、チリ政府は2014年に期限をむかえる現行法のプライスバンド制度に関する法律の延長法案を2008年に議会に提出しました。しかし、議会がこれを否決した結果、プライスバンド制度は2014年で終焉することが決まりました。議会のこの否決は、国際価格高騰を反映したものであり自由貿易の理念を国内農家保護に優先するという趣旨ではないと思われますので、今後の価格変動（下落）の際には何らかの保護措置を行うのか、注目したいと思います。